

「なんしいちゃん」の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「なんしいちゃん」の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「なんしいちゃん」とは、平成24年3月に、「明日の南牧を創る会」が県、村、商工会等の支援により、村内に募集を行い選定し制作された別紙に掲げるマスコットマーク及びこれを展開したものとする。

2 この要領において「村の機関等」とは、村長、議会及び教育委員会等南牧村行政組織に属する者をいう。

(「なんしいちゃん」の利用)

第3条 村長は、南牧村を積極的にPRするため、「なんしいちゃん」の積極的な利用を促すものとする。

(利用の許諾)

第4条 村の機関等以外で「なんしいちゃん」を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許諾を受け、利用許諾契約を締結しなくてはならない。この場合において、許諾を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 村長は、前項の規定により許諾する場合には、条件を付すことができる。

(利用許諾の期間)

第5条 前条に基づく利用許諾の期間は、利用を許諾した日から起算して原則として1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き「なんしいちゃん」を利用しようとするときは、改めて前条の許諾を受けなければならない。

(利用許諾の制限)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「なんしいちゃん」の利用を許諾しないものとする。

- (1) 南牧村及び「なんしいちゃん」のイメージを損なうおそれがあると判断するとき。
- (2) 不正競争防止法第2条第1項第3号に定める、既にある商品の形態を模倣した商品と判断される場合
- (3) 「なんしいちゃん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると判断する場合
- (4) 利用しようとする者が、暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係を有していることが判明した場合
- (5) その他、「なんしいちゃん」の利用が相応しくないと判断される場合

(利用許諾の撤回)

第7条 村長は、第4条の利用許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用許諾契約を解除することができる。

- (1) 利用者がこの要領又はこの要領に基づく基準に違反したとき。
- (2) 利用者が第4条第2項の利用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 村長は、前項の規定による利用許諾契約の解除により、利用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(個人情報の取扱い)

第8条 村長は、「なんしいちゃん」の利用の許諾に当たり取得した申請者の個人情報を、南牧村個人情報保護条例（平成17年南牧村条例第14号）に基づき、適正に取り扱わな

くてはならない。

(利用料)

第9条 「なんしいちゃん」の利用許諾料は無料とする。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第10条 利用者は、第4条の許諾を受けた事項以外の目的に「なんしいちゃん」を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(著作権)

第11条 「なんしいちゃん」の展開又は応用利用したデザインやグッズ等の制作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、村に帰属する。

(商品等)

第12条 第4条の規定により、「なんしいちゃん」の利用許諾を受けた者が、「なんしいちゃん」のデザインまたは名称を商品、印刷物等に掲載し販売を行う場合、南牧村が推奨する商品等と誤認される表現を行ってはならない。

(その他)

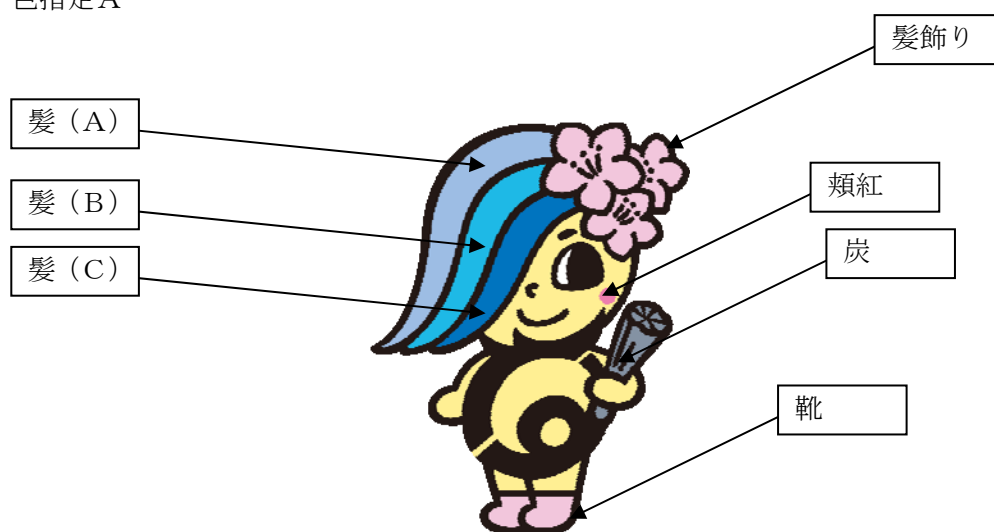
第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年6月6日から施行する。

2 この要領の施行の際に、現に村長より利用許諾を受けて「なんしいちゃん」を利用している者は、この要領の施行の日から2か月間はこの要領の利用許諾を受けずに「なんしいちゃん」を利用することができる。なお、この間の利用許諾料は無料とする。

別紙
色指定A



なんもく村マスコット「なんしいちゃん」

注1：色の使用は

髪飾り・靴	C 3%、M30%
頬紅	M63%
炭	C 54%、M39%、Y 28%
顔・胴・手足	M 5%、Y 51%、
髪 (A)	C 42%、M18%
髪 (B)	C 70%、Y 5%
髪 (C)	C 91%、M44%
眉・目・鼻・口・模様	K 100%

C：シアン Y：イエロー M：マゼンダ K：ブラック